

令和4年第3回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年2月18日 午前10時00分	
	場 所	大会議室	
開 会 日 時		令和4年2月18日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和4年2月18日 午前11時29分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之	
	委 員	田 辺 正 保	
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	田 崎 清 克
		指導室長	廣 瀬 巧
		管理課長補佐	車 塚 洋
		学校給食センター所長	櫻 庭 康 江
		生涯学習課長	早 川 知 記
		生涯学習課長補佐	小 池 裕 子
		海事記念館長	三 浦 博 哉
		情報館長	秋 田 裕 子
		スポーツ課長	高 橋 俊 彦
その他の者			

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第3号	令和4年度学校給食費の額の決定について【原案可決】
	議案第4号	令和4年度厚岸町教育行政執行方針の策定について【原案可決】
	議案第5号	令和3年度厚岸町一般会計補正予算(教育費)の申出について【原案可決】
6	(協 議)	
	協議第1号	令和3年度厚岸町立学校卒業式の参列者について【協議済】
7		閉会

令和4年第3回厚岸町教育委員会

令和4年2月18日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第3回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日
2月18日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日2月18日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてですが、令和
4年1月27日に開催した第2回教育委員会の会議録の承認
であります。会議録署名委員の成澤委員、私がそれぞれ
署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせて
いただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてですが、
本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、
田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第3号「令和4年度学校給食費の額の決
定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議
案内容の説明をお願いします。

●給食センター所長 ただ今、上程いただきました、議案第3号「令和4年度学校給食費の額の決定について」、その提案理由をご説明申し上げます。

前回の第2回定例教育委員会で諮問のありました、令和4年度の学校給食費について、厚岸町学校給食センター管理条例第5条及び同条例施行規則第8条第1項の規定により、本案を提出するものであります。

議案1ページをお開き願います。

本年2月9日に開催された令和3年度第2回厚岸町学校給食センター運営委員会から答申のあった令和4年度学校給食費の額は、小学校212円、中学校261円に決定いたしたいとする内容であります。

今後も食材の高騰が予想されますが、献立等の工夫をしながら、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、令和4年度の小中学校給食費の額を決定することについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第4号「令和4年度厚岸町教育行政執行方

針の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第4号、「令和4年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」、その提案理由と内容について説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

教育行政執行方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により策定するため、今回、本案を提出するものであります。

教育行政執行方針については、教育委員会が所管する政策及び計画などについて策定しているところですが、「厚岸町教育大綱」に示された四つの基本方針の実現に向け、具体的な取り組みを展開してまいります。他に関係法令や令和3年度の教育行政執行方針の検証をも踏まえ、施策を推進してまいります。

別途お配りしている議案第4号説明資料「令和4年度教育行政執行方針（案）」の1ページをご覧ください。

私の方からは、序章の部分と、引き続き、管理課・指導室所管事項について読み上げさせていただきます。

「令和4年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

新型コロナウイルスが社会のあらゆる分野に計り知れないダメージを与える中、私たちは、新しい生活様式に基づいて、長引く困難に、賢く、粘り強く対処してまいりました。いまだに先が見通せない状況ですが、厚岸町教育大綱に掲げる基本理念「郷土に立ち、未来を見つめ、共に歩む人」の実現に向けて、町の教育・文化・スポーツの振興を図るべく、感染防止に細心の注意を払いながら、関係部局や関係機関と連携して所管する施策を推進してまいります。

次に、本年度の主要な施策について申し上げます。

第一は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」の理念及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関の連携を基盤とした安全・安心な教育環境の下で、次の5つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことについて申し上げます。

1点目は「個別最適な学び」の推進です。子どもの学びの蓄積を通して、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努めるとともに、子どもの実態に応じたきめ細かな指導・支援を行うことで学習内容の確実な定着を図り、その理解を深め、広げる学習を充実してまいります。

2点目は、「協働的な学び」の充実です。探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士、地域の人材をはじめ多様な他者と関わりながら、個の学びが集団の中のよさとして生かされ、互いに刺激し合い高め合う学習に努めてまいります。

3点目は、ICTを活用した学習の充実と授業改善です。タブレット端末を用いて授業を行うことで、教材の提示、情報の収集や整理、試行錯誤を通じた課題解決、個々の考えの共有、学びの蓄積など、これまでよりも効果的に行うことができます。「個別最適な学び」「協働的な学び」を充実するために、教員のICT活用能力の向上と授業改善に努めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に向かって主体的に考え判断し行動するたくましい心と、人や社会と協調して共に生きるしなやかな

心を育むことについて申し上げます。

1点目は、特別の教科「道徳」の充実です。自分の考え方や感じ方を整理したり他者の考えにふれたりしながら、道徳的価値を磨き、自尊心や規範意識を高め、自己の生き方についての考えを深められる授業を進めてまいります。

2点目は、直接的・間接的な体験活動による感動や達成感の共有です。地域の人材や環境を活用した学習を通して、学校・家庭・地域といった集団の中で自己の有用感を感じる機会を設定し、一人一人を尊重し、共感し合える集団を育成してまいります。

3点目は、生徒指導の充実です。いじめや不登校、ヤングケアラー等、生徒指導上の諸課題に関して、学びの保障や健全育成の観点から、教職員の共通認識の下で組織的な対応を行い、未然防止と早期発見、早期解決に努めてまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

生涯にわたって、豊かで充実した社会生活を送るための土台となる健康な体を育むことについて申し上げます。

1点目は、健康の維持・体力の向上に関する指導の重点化です。新型コロナウイルス感染症の影響等による体力の低下を改善するために運動機会を保障するとともに、体育の指導や生活指導を通して、心身共に健康な生活を送るための資質・能力を育成してまいります。

2点目は、情報モラル教育の充実です。タブレット端末を活用した学習を通して、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルールやマナーに対する理解を深め、行動する態度を育成してまいります。また、家庭のルールづくりを推進し、生活リズムの自己管理についても継続的な指導や支援を進めてまいります。

3点目は、食育の充実です。栄養や食事についての正しい知識が身につくよう、給食指導や栄養教諭による学習等、食に関する指導を実施するとともに、地元食材を使った「ふるさと給食」を通して、食生活を支える環境についての理解を深めてまいります。また、児童生徒個々のアレルギー情報を保護者及び学校と共有しながら、安全・安心な給食の提供を実施してまいります。

重点の4は、「ふるさと・キャリア教育の推進」についてです。

地域への理解と愛情を深めるとともに、自分の将来について主体的に考え、積極的に地域とかかわろうとする児童生徒を育むことについて申し上げます。

1点目は、ふるさとの自然、産業、文化、人に触れる学びや体験の継続です。タイムカプセルの開封事業等、ふるさとの歴史に触れる機会を設け、ふるさとを見つめ、再発見する活動を通して、子どもの多様なものの見方・考え方・行い方を育み、ふるさと厚岸への愛着と学ぶ意欲を育ててまいります。

2点目は、キャリア教育の充実です。学習や活動の内容を記録するキャリアパスポートを活用し、自己の成長を振り返りながら、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、主体的に進路選択を行う資質・能力を育ててまいります。

重点の5は、「学びの保障」についてです。

児童生徒一人一人が、等しく生き生きと学ぶことができる支援及び環境整備について申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策です。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、安全、安心な教育を推進することが重要です。きめ細かな指導・助言に努め、保健衛生用品の整備を図り、継続した学びを保障できるよう努めてまいります。

2点目は、ICTを活用した教育支援です。臨時休業

や長期にわたる欠席など、子どもが学校で授業を受けられない場合においても、タブレット端末を活用し、学びが継続する環境整備と体制づくりを行ってまいります。

3点目は、職員研修の充実です。教員のキャリアステージに即した実践的かつ効果的な研修を企画・推進できるよう、町立教育研究所をはじめとする既存組織や資料を活用しながら、教員の資質・能力の向上を図ってまいります。

4点目は、特別支援教育の充実です。特別な支援を要する子どもに対し、よりよい教育支援環境を整備するために、道費負担職員の基準配置に加え、学級支援員を増員配置して人的支援を行ってまいります。また、教員に対し、特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進め、専門的知識を高められる環境整備を継続してまいります。

5点目は、防災教育の充実です。子どもを取り巻く環境に内在する危機に適切に対応するために、各校の危機対策マニュアルの点検と見直しを適時行ってまいります。また、防災意識を高めるために町の総合防災訓練に参加するとともに、日常の指導も継続して実施してまいります。

6点目は、地元高校への支援です。厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入費助成を継続するとともに、新学習指導要領に基づき、本年度から順次進められる学習用コンピュータ端末の個人持ち込みに対し、保護者負担の軽減と入学者確保のため、新たな支援を行ってまいります。また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を深め、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

7点目は、働き方改革です。教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の確保に努めるとともに、業務の効率化、精選を継続してまいります。」

●生涯学習課
長

続きまして、生涯学習課所管事項について読み上げさせていただきます。

「第二は、生涯学習課所管事項についてであります。

社会教育におきましては、生活に潤いと生きがいを感じられるよう、生涯を通じた学び、その成果を生かせる環境を整えるため、次の3つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「生涯学習事業の充実」についてです。

町民の皆さんの個性と教養が発揮され、それらが活かされる機会の充実を図る生涯学習事業について申し上げます。

1点目は、各種サークルや団体、関係機関と連携して学びや体験となる事業の拡充を図るとともに、生涯学習情報紙などを活用し、生涯学習に関わる情報の提供に努めてまいります。

2点目は、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及を進め、規則正しい生活習慣の習得と豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動等の事業の実施と青少年の健全育成を図ってまいります。

3点目は、感性を豊かにし生活に潤いを与える芸術文化の振興を推進し、幼児、児童生徒それぞれに合わせた良質な芸術鑑賞の機会の提供と町内文化サークルや文化事業への支援に努めてまいります。

重点の2は、「海事記念館事業の充実」についてです。

厚岸町ならではの文化財及び海事・天文に関する貴重な学術資料の有効活用を図るとともに、その保存・普及・伝承に努める海事記念館事業について申し上げます。

1点目は、アッケシソウ試験栽培事業により育成研究を行い、アッケシソウの育成環境の拡大を進めてまいります。また、北海道遺産である国泰寺を含む蝦夷三官寺の情報発信など、文化財保護の推進と豊富な郷土の文化

的資源の活用に努めてまいります。

2点目は、厚岸町の海事や郷土に関わる物品の収集や聞き取りを行うとともに、研究や検証など貴重な歴史資料の蓄積を進めてまいります。

3点目は、魅力あるプラネタリウム番組の提供を継続し、天文知識の普及を図るとともに、遺跡の地形模型の制作など、展示物の充実に努めてまいります。

重点の3は、「情報館事業の充実」についてです。

町民の皆さんが個性と教養を磨き、相互の交流を深める拠点としての情報館事業について申し上げます。

1点目は、「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービスを実施するため、読み聞かせボランティア団体や学校司書及び学校や福祉施設などと連携して各種事業を推進し、町民の皆さんの生涯にわたる読書環境の充実に努めてまいります。

2点目は、「いつでも どこでも だれでも」利用できる図書館を目指し、作品展示や絵画展など施設を活用して芸術に触れる機会の提供などにより、町民の皆さんの交流の場として親しまれる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、パソコン講座を開催し、情報技術の習得と向上を支援するとともに、レファレンスサービスの充実や、町内を巡回する図書館バス運行を継続してまいります。また、新たに電子図書館を整備するなど事業の充実に努めてまいります。」

●スポーツ課
長

続きまして、スポーツ課所管事項について読み上げさせていただきます。

「第三は、スポーツ課所管事項についてであります。

町民の皆さんだれもが、それぞれの体力や志向に合わせたスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、

次の2つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「健康や体力の保持増進」についてです。

運動に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組める環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、多くの方が参加できる各種の講習会や体力づくりのための事業を実施してまいります。

2点目は、安全・安心な運動やスポーツの振興には欠かせないスポーツ障害の防止を図るため、スポーツ指導者や保護者の皆さんなどに対する研修を実施してまいります。

3点目は、温水プールの機能を活用した各種の水泳教室や水泳指導の充実に努め、町民の皆さんの泳力向上や健康増進などの支援を引き続き実施してまいります。

重点の2は、「スポーツの振興」についてです。

多くの町民の皆さんがスポーツの価値や魅力を実感し、積極的にスポーツ活動に参加できる環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、宮園公園に多目的屋内スポーツ施設を整備し、多くの方が利用できる環境を整え、雨天時及び冬期間の運動不足解消に努めてまいります。また、町外のスポーツ団体等に幅広く施設の情報を発信し、町民の皆さんがより高い競技レベルと接することができるよう、スポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

2点目は、多くの方に楽しくスポーツに親しめる機会を提供するため、各種スポーツ大会やスポーツ事業を開催するとともに、参加される方が快適に使用できるよう、利便性の高い施設の整備に努めてまいります。

3点目は、海洋スポーツの振興を図るとともに、恵まれた自然環境に調和するアウトドアスポーツのマナーや知識の普及に努めてまいります。

4点目は、スポーツ団体などの競技レベルの向上や費

用の負担軽減を図るため、スポーツ振興助成の支援を行うとともに、町のスポーツ基盤を支える各種団体の充実を図るため、組織運営の支援や練習に参加する少年団の送迎を引き続き実施してまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行方針について申し上げます。

第6期厚岸町総合計画に掲げる「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」の実現に向けて、総合教育会議などで町長と相互の連携を図りつつ、その使命を果たしてまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。」

以上、大変簡単な説明であります。令和4年度教育行政執行方針案の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、令和4年度の教育行政執行方針についてであります。これから質疑を行います。

●教育長 では、まず、管理課・指導室所管事項について、何かありますか。

●田辺委員 議案第4号説明資料の5ページ記載の「地元高校への支援」についてですが、新年度予算において、ICT支援事業として町が厚岸翔洋高等学校の入学者に対してパソコンを購入し貸与するとあったかと思うのですが、もし、この取組みを指しているのであれば、その内容をもう少し具体的に明記した方がわかりやすいのではないのでしょうか。

●管理課長 ご指摘のとおりだと思います。その上で、今回、「新

たな支援」というような表現にしたのは、学校側と最終的な協議がまだできていないという現状があります。

例えば、4月以降、北海道教育委員会が低所得世帯の生徒に対してパソコンを配布します。こちらについても、どのような形で進むのか協議がなされておられません。

ですので、具体的な表現が難しいことから、このような「新しい支援」という記述になっておりますこと、ご理解願いたいと思います。

●濱委員

同資料の3ページの重点3の2点目、「情報モラル教育の充実」についてですが、ここで「タブレット端末を活用した学習を通して、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルールやマナーに対する理解を深め」とあるのですが、これは具体的にタブレット端末を使ってどのような方法で行うのでしょうか。

●指導室長

タブレット端末を使用して学習を進めていく中で、例えば、子どもが情報を収集して引用する場合、これは、これまでも行っていることですが、引用先・出所を明らかにする、自分の考えにしない。図版等の使用についても同様です。著作権があるので、引用については留意するようにという指導を随時行っております。

例えば、SNSに代表されるようなものの中で誹謗中傷、根拠のない書き込み等によって、人権を侵害する恐れがあるという、学びに関わる部分ですが、この指導も行っております。

個人情報につきましては、タブレット端末のパスワードを人に教えないですとか、IDを周知しないですとか、他人のものを使わないといった部分の指導を継続して行っております。

以上の部分につきましては、自分が守れるもの、気を

つければ防げるようなこと、それから、相手を大切にしながらうまく活用しているかという、意識を高めるための指導を繰り返し継続する中で、理解を深めてまいりたいという意図で、このような記述になっております。

●濱委員

例えば、学校のタブレット端末を使うということも大事だと思うのですが、個人で所有しているスマートフォンとの関連で、これからは個人で持っているスマートフォンでの情報管理だとか、人権侵害だとか、この部分への指導につなげていくといたしますか、このあたりの方向性についてはいかがでしょうか。

●指導室長

学校で使用しているタブレット端末については、セキュリティ一面において、ある程度の使用規制がされておりますが、個人の持ち物、特に中学生になってから所有率が非常に高まるスマートフォンについては、携帯電話安全教室等で指導を行っている部分もあるのですが、学校のタブレット端末だからこういうことを気をつけましょうというのではなく、これから情報端末を使用していくということは、例えば、ゲーム機であったり、スマートフォンであったり、他のタブレット端末であったとしても、同じことですよという部分は、学校としても指導を行っているところです。

●森脇委員

2ページの重点の2の3点目、「生徒指導の充実」において、いじめと不登校と一緒に、ヤングケアラーについて、今回、新たに記載されています。現在、ヤングケアラーはとても社会問題化していることだと思いますが、教育委員会や教職員の中だけでは解決できないことだと思います。

福祉的なことだとか、家庭の中の様々な問題に関わる部分もあるので、様々な部署が関わっていかないといけ

ない部分だと思imasるので、別な表現の仕方がないものかなと思いながら読ませていただいております。

●指導室長

ヤングケアラーについては、近年、大きく取り上げられている問題であると認識しております。

学校においては、いじめ問題、不登校、そして、ヤングケアラーは、別々の問題ではなく、子どもの変化、子どもの訴えというところで、同じ土台に立って、共通認識の元、指導を行っています。

ただ、その具体的な解決方法については、各ケースによって、もちろん、関係機関との連携が必要になってくる場合もございます。ですので、方法等を詳細に記述することは難しいと考えております。

また、ヤングケアラーについては、行政で今後どのようなことが行われ、支援することができるのかという部分は協議が必要です。

学校としては、児童生徒に対する支援策、心のよりどころを作るですとか、家庭に働きかけるというような面が考えられますので、このような記述箇所になっておりますこと、ご理解願います。

●森脇委員

わかりました。厚岸町では、ヤングケアラーとして心配している児童生徒は、現在いるのでしょうか。

●指導室長

ヤングケアラーの可能性が極めて高いという家庭はあります。

●濱委員

5 ページの重点 5 の 7 点目、「働き方改革」についてですが、ここに「教員の業務負担を軽減し」と記載されているんですが、具体的に厚岸町としてどのような取り組みをしていくのかということが書かれていないと、この記述ではどうも他人事というか、町の施策、方向性をも

っと見えた方がよりわかりやすいものになると思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

●指導室長

教員の業務負担を教育委員会として、大きく軽減できたかという部分は難しところはあるのですが、例えば、調査業務であれば、年間にもものすごい数の調査が来るのですが、それをこれまでは学校にすべて回答を求めていましたが、これを教育委員会で回答できるものは学校を介さずに教育委員会で回答するですとか、現在、学校閉庁日が設定されておりますので、その期間内においては通知文書等を学校に送らないということも行っております。

その他、勤務時間の管理を行っているのですが、この取組みにより、教員の残業時間が減少してきているという結果が見られております。これは、業務が減ったという見方もありますし、効率的な業務をしている、あるいは学校の中の不要な業務を減らしたというような見方もできるのですが、教員の意識として時間内に仕事をして退勤するという意識付けにはなっているかと思われま

すが、4月ですとか、業務がどうしても増える時期には、職員の勤務時間も増加傾向になりますので、今後、もう少し効率的に業務を進められるように検討していかなくてはと考えております。

そういった点で、「教員の業務負担を軽減し」という記載になっております。

●濱委員

もっとうまい表現がないかと考えたのですが、私自身も思い浮かばなかったのです。答弁いただいて、状況はよくわかりました。

●教育長

今までも、働き方改革については、令和4年度だけに

限ったことではなく、これまでも行ってきた取組みです。

例えば、学校司書を配置できたことによって、教育的効果でも学校から喜ばれていますが、今まで図書業務に関わってきた教員の業務負担が軽減されたことも事実です。また、授業で使用する様々な資料について、それらも学校司書が教員の要望を聞いて用意しておいてくれるなど、教材選びの業務負担においても随分軽減されている部分ではあります。

学校給食費の無償化や保護者負担軽減費の施策も、実は校内におけるちょっとした手続きの業務などの負担を軽減していることに繋がっています。

また、学校内での教員の業務のシェアをうまく進めていく。そして、一人に仕事が集中している場合は、その点の改善を学校に求めていく。そういった取組みを今までも実行しておりますし、今後も継続していくというようなことをご理解をいただきたいと思えます。

業務負担の軽減というのは、やはり、人的な配置をすることと、もう一つは業務そのものをどう減らすか、平準化していくか、シェアしていくかという、そういう面からも今までもやってきましたし、これからもやるべきところはやっていかなければならないという思いは持っております。

●教育長 次に生涯学習課所管事項について、何かありますか。

●田辺委員 表現上の問題なのですが、7ページの重点3の1点目、「『第三次厚岸町子ども読書活動推進計画』に基づき」とあるのですが、ここで「乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービス」となると、この推進計画に高齢者まで含めていると誤解を招く恐れがあるので、記述方法を検討していただいた方がよろしいかと思えます。

それと、同じく重点3の3点目の記述で、「レファレ

ンスサービス」という言葉が出てくるのですが、その内容を具体的に説明した文言を加えた方がいいのかなと思いますので、その点、工夫されてはどうかと思います。

最後に、ヤングケアラーについて、これも新しい言葉だと思いますので、わかりやすい説明を加えることが可能であれば、検討いただいた方がいいのかなと感じておりました。

●生涯学習課長 ご指摘のとおり、「第三次厚岸町子ども読書活動推進計画」につきましては、子どもに特化した事業推進計画であり、高齢者は含まれておりませんので、文言の修正を検討させていただきたいと思います。

レファレンスサービスにつきましては、これまで文言の説明をつけずに使用してきた経過がありますが、一般的にはわかりづらい単語という点から検討させていただきたいと思います。

●教育長 レファレンスサービスについては、専門分野の方々がよく使う言葉ですので、ご指摘のとおり検討した方がいいのかなと思います。ヤングケアラーについては、マスコミ報道等でも随分使われている言葉ですので、このままの記載としたいと思いますので、ご理解願います。

●濱委員 今の3点目の箇所、「電子図書館を整備」とあるのですが、これはどういうものなのか理解できない人がいると思うんです。普通の図書館とどう違うのかというように、イメージが浮かぶように理解してもらおうための説明が必要なのではないでしょうか。

●情報館長 検討させていただきたいと思います。

●教育長 次にスポーツ課所管事項について、何かありますか。

(ありません。の声)

- 教育長 では、ただいま、ご指摘いただいた点を事務局の方で反映するとともに、原案については一任させていただき、それをもって、決定するというところでよろしいでしょうか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第5号「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第5号「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る教育費に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出いたしたく、本案を提出するものであります。

まず初めに、教育費全体の歳入・歳出予算について、ご説明いたします。

議案第5号説明資料「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」の1ページをご覧ください。

歳入であります。

15款使用料及び手数料から22款諸収入まで、12月補正後の予算額から、9,214千円減の46,695千円を計上しております。

次に歳出であります。3ページをご覧ください。

9款教育費、12月補正後の予算額から1,275千円減の561,761千円を計上しております。

詳細につきましては、各課からご説明いたします。

それでは、私からは管理課所管部分についてご説明いたしますが、3月補正予算に関しましては、計数整理が主な内容でありますので、12月補正時点と比べ、事業内容に大きな変更が生じた事業に絞ってご説明いたします。

1ページにお戻りください。歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、それぞれ1,350千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する支出に対しての追加補助金で、1校あたり450千円が上乘せになったものです。詳しくは、歳出でご説明いたします。

22款諸収入、6項3目3節雑入、鉄くず売払代（学校管理）104千円の増につきましては、スクールバス配車に伴う売払代あります。

続きまして、歳出であります。3ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、010教育委員会事務局費227千円の減であります。

教育委員会事務局のファクシミリ老朽化に伴う新規購入として、備品購入費60千円の新規計上であります。

続きまして、3項教育振興費、060高等学校教育支援1,772千円の減であります。

翔洋高校に通学するバス定期券の購入助成ですが、当初4,296千円を計上していましたが、利用者数の減により実績見込みを2,524千円と積算し、1,772千円を減額するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

080教育支援体制1,478千円の減であります。

障がいなど特別な支援を要する児童生徒が登校した際、看護師を学校に派遣するものですが、当初2,040千円を計上していましたが、児童生徒の登校数の減により実績見込みを562千円と積算し、1,478千円を減額するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。

6目スクールバス管理費、010スクールバス運行委託1,073千円の減、020スクールバス運行1,113千円の増であります。

010スクールバス運行管理につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事や部活動の減少に伴い減額するもので、020スクールバス運行につきましては、ガソリン等値上げの影響によるほか、車両修繕料の増によるものです。

続きまして、2項小学校費、1目学校運営費、030厚岸小学校1,391千円の増であります。

主に燃料費の増で、新型コロナウイルス感染防止に伴う換気回数の増により、電力使用量が増加したことによるものです。

同じく、040真龍小学校1,915千円の増につきましても、同様の理由によるものです。

なお、050太田小学校497千円の増につきましては、燃料の値上げが主な理由となります。

続きまして、13ページをご覧ください。

4目諸費、001小学校感染症対策3,000千円の増であります。

歳入でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策に要する支出に対しての追加補助事業が創設されたことから、小学校1校あたり1,000千円を増額し、感染症対策に要する消耗品等を購入するものでありま

す。

続きまして、3項中学校費、1目学校運営費、030厚岸中学校673千円の増であります。15ページをご覧ください。

主に燃料費の増で、新型コロナウイルス感染防止に伴う換気回数の増により、電力使用量が増加したことによるものです。

同じく、050太田中学校1,273千円の増につきましても、同様の理由によるものです。

なお、040真龍中学校1,415千円の増につきましても、燃料の値上げが主な理由となります。

続きまして、2目学校管理費、010学校管理1,698千円の増であります。校舎老朽化に伴う修繕料の増が、主な理由となります。

続きまして、17ページをご覧ください。

080真龍中学校自動火災報知設備整備事業3,850千円、新規計上となります。

昨年12月に実施した保守点検において、自動火災報知設備の基盤部分に不良が発見され、設備の一部が機能していないことが確認されたことから、不良部分の交換等を行うための費用を計上したものです。

学校に対しては、故障内容を伝え、万が一、火災等が発生した際の対応方法を記したマニュアルも配置し、また、これから行われる火災訓練も、設備不良を踏まえた訓練を実施することとしております。

なお、交換する設備の基盤については、世界的な半導体不足の影響により、発注してから早くても6カ月以上かかる見込みであることから、当該予算は翌年度に繰り越すことで調整を進めております。

続きまして、19ページをご覧ください。

4目諸費、001中学校感染症対策3,000千円の増であります。

歳入でもご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策に要する支出に対しての追加補助事業が創設されたことから、中学校1校あたり1,000千円を増額し、感染症対策に要する消耗品等を購入するものであります。

続きまして、34ページをご覧ください。

6項保健体育費、4目学校給食費、020学校給食センター1,136千円の増であります。

主に燃料の値上げに伴う燃料費の増、老朽化に伴う調理器具や施設の修繕料の増によるものです。

以上が、管理課に関する令和3年度補正予算要望の内容となりますが、今後、財政部局との調整や理事者査定により、予算額が変更になる場合があることをご了承願います。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。事項別明細書1ページ歳入にお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金。2ページの5節社会教育費補助金800千円の減、アイヌ政策推進交付金（博物館運営）について、充当する厚岸かぐら伝承推進事業と神岩チャシ跡ほか遺跡調査事業の執行に伴い当初交付金額12,800千円から12,000千円に減額するものであります。

次に、22款諸収入、6項雑入、3目雑入。2ページ右側説明欄中、パソコン講座受講料64千円の減、自動販売機設置電気料(情報館)22千円の減、いづれも新型コロナの影響に伴う利用者減少に伴う減額であります。

次に、鉄くず売払い代（公民館管理）22千円は、旧太田地区公民館の解体に伴い、施設の設備や備品の廃棄の

うち、鉄くず類約1,990kgで22千円となるものであります。

次に、歳出であります。事項別明細書19ページをお開き下さい。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額650千円の減、20ページ右側説明欄中、事業名社会教育活動292千円の減額は、次ページにわたり新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止と補助金では新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の団体活動ができず団体助成を減額するものです。

次ページをお開きください。

事業名芸術文化296千円の減、役務費で文化振興助成金の振込みの訂正手数料44円の補正、委託料では、新型コロナウイルス感染症の影響から芸術鑑賞の中止に伴う減額であります。

2目生涯学習推進費、補正額47千円の減額。

次に、3目公民館運営費、補正額33千円の減額。

事業名公民館管理、補正額は0円ですが、電気料の見込み減16千円と同額ですが、旧太田公民館解体に伴うテレビ、消火器の廃棄手数料の計上であります。

事業名公民館活動33千円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響で生きがい大学の開催が減ったことによるスクールバス委託料の減額です。

4目文化財保護費、補正額1,501千円の減。

次ページをお開き下さい。

事業名厚岸かぐら伝承推進255千円の減、厚岸かぐら伝承事業に使用する生徒用半纏150着、大人用10着の購入に伴う執行残であります。

事業名神岩チャシ跡ほか遺跡調査922千円の減、ドローンによるレーザー測量を含む測量調査実施に伴う執行残であります。

厚岸かぐら伝承と神岩チャシ跡の事業は歳入で説明さ

せていただいたとおり、アイヌ施策推進交付金充当事業で、事業の執行により交付割合である8割分となるよう歳入で減額するものであります。

次に、5目博物館運営費、補正額1千円の減。

事業名海事記念館12千円の減は、主に新型コロナウイルス感染症の影響により研修や事業の中止に伴う減額、燃料費では灯油の使用量、重油の単価増に伴う増額であります。

次のページをお開き下さい。

次に、6目情報館運営費、補正額148千円の増。

事業名厚岸情報館374千円の減は、事業実績に伴う減額に加え、燃料費では重油の単価増、光熱水費では緊急事態宣言などにより夜間開館ができなかった影響と思われませんが、電気料、水道料の減額、補助金では映画鑑賞推進協議会の上映会中止に伴う減額が主な内容です。

以上、簡単ではありますが、生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●スポーツ課
長

続きまして、スポーツ課所管に関する補正予算について説明いたします。事項別明細書の歳入の1ページへお戻りください。

15款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、2ページ、4節保健体育使用料10千円の増、節説明欄、いずれも記載の各施設の利用実績及び今後の見込みによるものであります。

次に、16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金10,100千円の減、内訳は説明欄、防衛施設周辺整備調整交付金（社会体育）700千円の減は、宮園公園パークゴルフ場管理用機械整備事業の減額によるもので、同じく（温水プール）9,400千円の減は、温水プール施設整備事業の減額

による交付金の減額であります。

次に、22款諸収入、6項3目3節雑入、4ページ、自動販売機設置電気料(スポーツ施設)8千円の減、同じく(温水プール)8千円の増、自動販売機売り上げ実績と今後の見込みによる増減額で、過年度町有建物災害共済金(スポーツ振興)3千円の増は、体育館の修繕に係る損害共済金であります。

続きまして歳出でございます。29ページをお開き願います。

2目社会体育費、補正額1,280千円の減額であります。

30ページの説明欄、事業別で説明いたします。

事業名スポーツ推進審議会22千円の減と、事業名社会体育一般197千円の減及び事業名スポーツ推進委員188千円の減は、執行額の確定による減額であります。

次に、事業名スポーツ施設552千円の増は、需用費の燃料費727千円の増によるものが主で、灯油価格の上昇によるものです。

次に、32ページ、事業名スポーツ振興339千円の減は、スポーツ振興助成408千円の減が主なもので、新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツの北海道大会が自粛されたことによる減額であります。

次に、事業名学校開放15千円の減は、謝礼金の実績と今後の見込みによる減額であります。

次に、事業名多目的屋内スポーツ施設整備事業33千円の減では、手数料220千円の増は、この施設は令和4年度に整備いたしますが、工事の着工にあたり、4月までに確認申請を完了する必要があるため、3月までに確認申請を申請する経費の計上で、委託料253千円の減は、入札執行による減額であります。

次に、事業名宮園公園パークゴルフ場管理用機械整備事業1,038千円の減は、入札執行による減額であります。

続いて、3目温水プール運営費、補正額8,554千円の

減、事業名温水プール2,328千円の増、34ページになりますが、主なものは、需用費の燃料費1,561千円の増で、重油価格の上昇によるもの、修繕料530千円の増は、施設の外壁の改修と施設内のドアノブの交換によるものです。

次に、事業名温水プール施設整備事業10,743千円の減及び事業名温水プール備品整備事業139千円の減は、入札執行による減額であります。

以上、スポーツ課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、町議会第1回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。

これから質疑を行います。

●教育長 では、まず、管理課所管事項の部分について、何かありますか。

●田辺委員 議案第5号説明資料「令和3年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」の4ページの高等学校教育支援の通学バス定期券購入助成についてですが、利用者の減によって1,772千円の減額ということですが、利用者が少なくなった要因という部分は生徒数が減少したですとか、いろいろな部分が出てくると思うのですが、その点いかがでしょうか。

●管理課長 例年、予算を積算する際に、どのくらいの人数の生徒がバスを利用するのかということについては、新年度予算作成時の12月の段階では不透明な部分があることから、ある程度大枠での予算のつくりをしなくてはいけないというところで、実際の利用者数が当初想定していた

人数よりも少なかったというのが実状であります。

●田辺委員 では、翔洋高校の生徒の数が極端に減ったというような要因ではないということですね。

●管理課長 はい、そういうことではありません。

●教育長 次に、生涯学習課所管事項の部分について、何かありますか。

(ありません。の声)

●教育長 次に、スポーツ課所管事項の部分について、何かありますか。

(ありません。の声)

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的にありませんか。

●成澤委員 新年度予算でも説明のあった真龍中学校の火災報知器の不良についてよろしいでしょうか。直すために6ヵ月

以上かかるということで、それに応じた避難訓練を実施するとのことですが、具体的にはどのような訓練になるのでしょうか。

●管理課長

現在、現象として発生していることは、真龍中学校2階の職員室付近にあります、火災警報器がボタンを押しても作動しないということです。仮に火災が発生して、緊急のボタンを押したとしても、赤灯も点かない、校内にサイレンも鳴らない、そして、消火活動をするために水を汲み上げるポンプも動かないという状況にあります。他の階については、火災警報器のボタンを押すと鳴り、作動はするのですが、いつどうなるかわからない状況にはあります。

まず、以上のことを念頭におきまして、では、訓練はどうするのかということですが、まず、基盤が作動しないということをしてすべての人に周知する必要があります。

火災が発生したとしても、火災警報器のボタンを押すのではなく、声で、例えば「火事です、火事です」と大声で伝える。そして、消火活動をするためのポンプは手で動かさなければならぬので、その操作方法はすでに学校側に教えてあります。

ですので、これらの行動が取れるよう、時期を見て、現状にあった避難訓練を実施しようと考えております。

●田辺委員

確認ですが、部屋に取り付けられているような火災報知器は機能しているのでしょうか。

●管理課長

火災報知器は機能しております。ただし、真龍中学校の校舎は、元の北海道立潮見高校の校舎ですので、建てられた当時の基盤を使っているため、いつ、何時どうなるかわからないのが実状です。

そのため、緊急的にこの3月の補正予算に計上し、繰

越しの予算とし、発注はすぐに行うのですが、早くて半年以上かかってしまうということでもあります。

●教育長 その他、ありませんか。

●森脇委員 新型コロナウイルス感染症対策に関係して、最近、真龍小学校で、換気のために窓を全部開けて、スキーウェアを着て授業をしているそうです。同校は、学級閉鎖・学年閉鎖を経験しているので、感染対策を考慮してのことだと思うのですが、保護者の方も子どもたちが風邪をひくのではないかと心配しているのを聞くと、何か効果的な換気方法ですとか、指針のようなものはないのでしょうか。

●指導室長 昨年度の内に、冬期間の新型コロナウイルス感染症対策について、換気の仕方として、国の方針等、何度か通知文書が発出されておりました、それは各学校に配布しております。基本的には、夏の熱中症対策で言われるような対角線上に窓を開ける。また、冬期間においては、窓を全開ということではなく、15cmくらい戸口と窓を開けていると換気ができるということであったり、全開にするときは10分程度全開にして閉めるというようなことが記載されております。

何が何でも寒い中、学校生活を送ってくださいということではありません。

●教育長 その他、ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 ここで暫時、休憩したいと思います。
再開後の協議第1号「令和3年度厚岸町立学校卒業式

の参列者について」は、管理課長と指導室長に出席願います。

そのほかの職員におかれましては、ここでご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

(休憩中)

- 教育長 再開します。次に、協議第1号「令和3年度厚岸町立学校卒業式の参列者について」を議題といたします。

(協議中)

- 教育長 では、本年につきましては、来賓の参列は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から見送ることといたします。

- 教育長 では、そのように決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第3回教育委員会を閉会します。